

後期高齢者医療保険の被保険者証（保険証）廃止のお知らせ

令和6年12月2日から現行の保険証の発行がされなくなります。

12月1日までに発行された保険証は有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。

12月2日以降は、新たに後期高齢者医療保険に加入された方や保険証の記載事項に変更が生じた方等にはマイナ保険証の保有状況にかかわらず『資格確認書』を交付します。

※『資格確認書』は現行の保険証と同じようにお使いいただけます。

また、令和7年8月（一斉更新）以降は下記のような運用となります。

令和6年12月1日まで	令和6年12月2日 ～令和7年7月31日	令和7年8月（一斉更新）以降
現行の保険証を交付	マイナ保険証の有無にかかわらず、『資格確認書』を交付 (※新規取得、記載事項変更の方のみ)	マイナ保険証をお持ちでない方 →『資格確認書』を交付 マイナ保険証をお持ちの方 →『資格確認書のお知らせ』を交付

※国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方で、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）を所持している方が利用登録の解除を希望する場合、申請が必要となります。ご希望の方は下記までお問合せください。

●問 合 せ 保健衛生課 ☎82-1777

固定資産税（こんな時は届出を）

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず税務会計課まで届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、令和7年1月1日までに完成した場合は、令和7年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

令和6年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、令和7年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物につきましては、令和7年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

○太陽光発電システムについて

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kw以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に償却資産申告書を役場税務会計課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は税務会計課窓口にあります

●問 合 せ 税務会計課 ☎82-1224